

令和元年草加市議会 9 月定例会追加提出議案

議 案

第 9 2 号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いの変更、特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務の緩和及び猶予期間の延長等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 食費の提供に要する費用の取扱いの変更

幼児教育・保育の保育料の無償化の開始に伴い、3 歳以上の子どもの食事の提供に要する費用のうち副食費（主食以外のもの）を保護者から徴収することとします。ただし、次に掲げる要件に応じて免除されます。

【副食費の免除要件】

認定の区分	免除の要件（①又は②のいずれか）
1 号認定 （認定こども園（幼稚園部分）又は新制度に移行した幼稚園に通う保育の必要性がない満 3 歳～5 歳児）	①市町村民税所得割合計額 7 7, 1 0 1 円未満（年収 3 6 0 万円未満相当）
	② 3 人目以降の子ども（※）
2 号認定 （保育園、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育）、認定こども園（保育部分）に通う保育の必要性がある 3 歳～5 歳児）	① 5 7, 7 0 0 円未満（年収 3 6 0 万円未満相当）
	② 3 人目以降の子ども（※）

（※） 3 人目以降の子ども

1 号認定においては小学 3 年生以下の子どもが、2 号認定においては小学校就学前の子どもが、3 人以上いる場合の当該 3 人目以降の子ども

(2) 連携施設の確保に係る基準の緩和

ア 特定地域型保育事業者（※）（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、代替保育を提供する連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が著しく困難である場合においては、その確保の要件を緩和します。

（※） 特定地域型保育事業者

満 3 歳未満の保育認定子どもに地域型保育事業を行うものとして市長が確認した事業者

イ 特定地域型保育事業者が、3歳児以上の保育の継続について、利用定員が20人以上の企業主導型保育事業施設又は地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設を連携施設とすることができるものとします。

ウ 3歳児以上も利用できる保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設の確保を行わないことができるものとします。

(3) 連携施設の確保に関する猶予期間の延長

連携施設の確保の猶予期間をこれまでの5年から10年に延長します。

(猶予期間：令和7年3月31日まで)

3 施行期日

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴う食費の提供に要する費用の取扱いの変更等

令和元年10月1日から施行します。

(2) 連携施設の確保に関する基準の緩和及び猶予期間の延長等

公布の日から施行します。